

意見書第 3 号

災害に強い道路の早期建設を求める意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 30 日提出

湯河原町議会議長 村瀬 公 大 様

提出者	湯河原町議会議員	松 井 一 寿
賛成者	同	土 屋 誠 一
	同	土 屋 由 希 子
	同	渡 辺 久 子
	同	村 瀬 公 大
	同	山 本 俊 明
	同	原 田 洋

(提案理由)

本年 8 月 13 日から 16 日にかけての大雨では、8 月 15 日に国道 135 号、県道 75 号、熱海ビーチライン及び湯河原パークウェイの本町を取り巻く全ての道路が通行止めとなり、迂回する道路もなく本町の交通が 6 時間以上寸断される事態となりました。

また、同じ頃、JR 東海道線も運転を見合わせたため、本町は一時的に孤立状態となり、伊豆方面や東京方面へ向かう人たちが、湯河原駅に滞留してしまう状況となりました。

このように、想定できない災害に突如見舞われ、すべての交通手段が寸

断され、当町が孤立し、人命までが危険にさらされるとともに、住民生活にも多大な影響をもたらしました。

この状況を受け、地元議会として早急な対策が必要と再認識し、災害に強い道路の早期建設に向け、広域農道の早期完成及び災害復旧へのより迅速な対応について特段の措置を強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

災害に強い道路の早期建設を求める意見書

静岡県熱海市伊豆山地区で土石流が発生した令和3年7月1日からの大雨では、湯河原町でも各所で土砂崩れや出水による幹線道路などへの土砂流出など大きな被害を受けました。その後、8月13日から16日にかけての大雨では、8月15日の早朝、熱海市伊豆山地区の雨量が一定量を超えたため、国道135号熱海方面及び熱海ビーチラインが通行止めとなり、続いて、県道75号椿ラインが、土砂崩れにより通行止めとなりました。追って、国道135号小田原方面と小田原市道が米神付近のがけ崩れにより通行不能となり、これに伴い、真鶴ブルーラインが通行止めとなりました。箱根方面に抜ける湯河原パークウェイは、7月1日からの大雨による路面崩落により、既に通行止めとなっていたため、湯河原町の交通が、迂回する道路もなく6時間以上寸断される事態となりました。

また、同じ頃、JR東海道線も運転を見合わせたため、湯河原町は、一時的に孤立状態となり、伊豆方面や東京方面へ向かう人たちが、湯河原駅に滞留してしまう状況となりました。

海岸沿いで隣り合う市町を結ぶ国道135号及びその周辺の幹線道路は、当該地域を支える重要な緊急輸送道路であり、言わば生命線であります。ひとたび災害が発生すると、地域は孤立し、人や物の流れに甚大な影響を与えることとなります。

このように、想定できない災害に突如見舞われ、全ての交通手段が寸断され、当町が孤立し、人命までが危険にさらされるとともに、住民生活にも多大な影響が生じました。

この状況を受け、地元議会として早急な対策が必要と再認識いたしましたので、災害に強い道路の早期建設に向け、広域農道の早期完成及び災害復旧へのより迅速な対応について、特段の措置を講じられますよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和3年9月30日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)
神奈川県知事